

みんなで進めよう 人にやさしい まちづくり

京都府福祉のまちづくり条例



私たちは、心身に障害があっても、高齢になっても地域社会を構成する一員として、安心して生活でき、自らの意志で自由に移動でき、社会参加のできるまちに暮らし続けたいと願っています。

京都府では、「京都府福祉のまちづくり条例」を定め、そうしたまちを私たちみんなで作りあげていくことを目指しています。

福祉のまちづくりの推進にあたっては、障害者や高齢者が暮らしやすいまちは全ての府民にとっても暮らしやすいまちであるという共通認識のもとに、府、市町村、事業者、そして府民がそれぞれの責務を自覚し、行動することが重要です。

実効ある福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりの推進

全ての人がいやすい施設とするためには、高齢者や障害者等の様々な利用者の利用特性を十分に把握し、ハード（施設整備）とソフト（人的対応等）を組み合わせた計画・設計となるよう検討し、整備することが重要です。例えば、小規模な施設では、ハードとソフトが相互に補完することで、適切に利用できる場合も考えられます。

また、整備された施設が機能するには、整備内容や人的対応等の状況を利用者に周知することや、利用者等の意見を聞き、必要に応じて改修・改善に柔軟に対応できるよう維持管理することが求められます。

施設整備の推進

◆特定まちづくり施設

まちづくり施設※のうち、社会生活を営む上でより重要な施設と位置づけている特定まちづくり施設は、条例の整備基準に適合させる必要があります。

特定まちづくり施設の詳細については、右のページをご覧ください。

※まちづくり施設・・・多くの人を利用する建築物、道路、公園及び駐車場を指します。

◆バリアフリー法に基づく制限の付加

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）では、一定の用途で 2,000 m²以上の建築物について、建築物移動等円滑化基準への適合義務が定められています。条例では、同法に基づき、次のとおり制限を付加しています。

- ・義務付け対象用途の追加及び対象規模の引き下げ
- ・建築物移動等円滑化基準の追加

情報提供

◆整備基準適合証の交付

まちづくり施設が整備基準に適合していると認められるときは、「整備基準適合証」を交付します。

「整備基準適合証」は、まちづくり施設が整備基準に適合していることを利用者に認識してもらうことを目的としているため、事業完了後に請求していただき、利用者等にわかりやすい位置に掲示するよう努めてください。また、掲示することにより、府民に福祉のまちづくりの推進を啓発し、当該まちづくり施設の適切な維持管理を促すこととなりますので、御協力をお願いします。



◆整備状況の情報提供

「整備基準適合証」の他にも、出入口等の開口幅、段差、スロープ、エレベーターの有無等ハード面の情報や、配慮が必要な方が来られた場合のスタッフによる介助等ソフト面の対応に関する情報を、施設の適切な位置に掲示したり、ホームページで提供する等、利用しやすい施設づくりを心がけてください。

特定まちづくり施設の整備

特定まちづくり施設（下表）を設置しようとする場合は、

- その計画について工事着手前に協議し、整備基準に適合させなければなりません。
- 整備基準の他に、より高い安全性及び利便性を実現するための「整備誘導基準」（努力義務）や、小規模な施設に対する整備基準の特例を設けています。また、施設の状況等により整備基準に適合させることが困難な場合には、緩和することができる規定も設けています。
- 施設計画の立案にあたっては、協議書の提出前に各提出機関と相談を行い、計画内容を検討してください。

用 途		規 模	うち、バリアフリー法に基づく制限付加部分の規定の適用対象建築物
学校	公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校	全て	1,000 m ² 以上
	上記以外のもの	全て	2,000 m ² 以上
病院、診療所		全て	1,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場		全て	1,000 m ² 以上
物品 販売 店舗	卸売市場	全て	—
	コンビニエンスストア、薬局、ドラッグストア、スーパーマーケット	全て	1,000 m ² 以上
	上記以外のもの	200 m ² 以上	1,000 m ² 以上
ホテル、旅館		全て	1,000 m ² 以上
建 物	事務所	全て	1,000 m ² 以上
	官公署 上記以外のもの	2,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上
共同住宅、寄宿舎、下宿		2,000 m ² 以上又は 50 戸以上	3,000 m ² 以上
老人ホーム、福祉ホームなど		全て	1,000 m ² 以上
保育所など		全て	2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターなど		全て	1,000 m ² 以上
体育館などの運動施設、遊技場		全て	2,000 m ² 以上
博物館、美術館、図書館、公衆浴場		全て	1,000 m ² 以上
飲食店など		200 m ² 以上	1,000 m ² 以上
サ-ビス 店舗	郵便局、銀行、理髪店、美容院など	全て	1,000 m ² 以上
	クリーニング取次店など	200 m ² 以上	1,000 m ² 以上
	自動車教習所、学習塾など	500 m ² 以上	2,000 m ² 以上
工場		3,000 m ² 以上	—
旅客施設		全て	1,000 m ² 以上
自動車車庫		駐車台数 50 台以上	2,000 m ² 以上
公衆便所		全て	50 m ² 以上
公共用歩廊		全て	2,000 m ² 以上
火葬場、地下街		全て	—
神社、寺院、教会		500 m ² 以上	—
そ の 他	道路	全て	/
	都市公園、遊園地、動物園、植物園	全て	
	路外駐車場	駐車台数 50 台以上	

※用途・規模の詳細については、施設整備マニュアルの「特定まちづくり施設一覧」を御確認下さい。

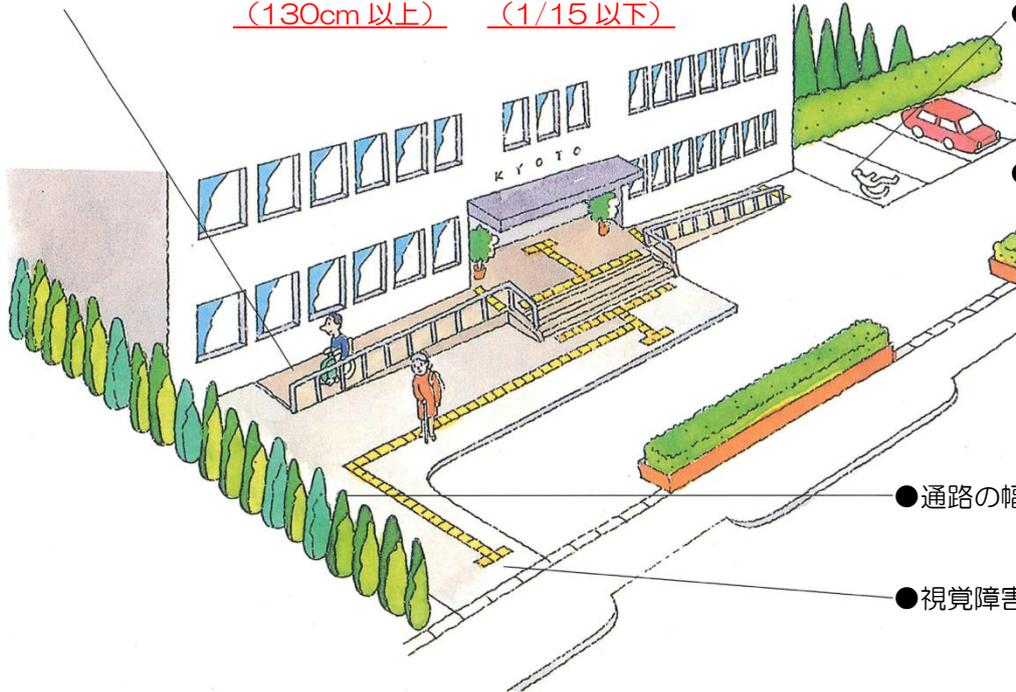
整備基準等の概要

整備基準の概要

【建築物】※(赤字)は、バリアフリー法に基づく制限付加部分の規定の適用を受ける建築物に係る基準
※整備基準の詳細については、条例、条例施行規則及び施設整備マニュアルを御確認下さい。

敷地内の通路・駐車場

- スロープは、幅 120cm 以上、勾配 1/12 以下とし、手すりを設置
(130cm 以上) (1/15 以下)



- 駐車場には、車いす使用者専用区画(幅 350 cm 以上)を建築物の出入口近くに設置
- 車いす使用者用駐車区画は、全駐車台数に応じて複数設置

- 通路の幅は 120 cm 以上
(130 cm 以上)

- 視覚障害者誘導用ブロック等

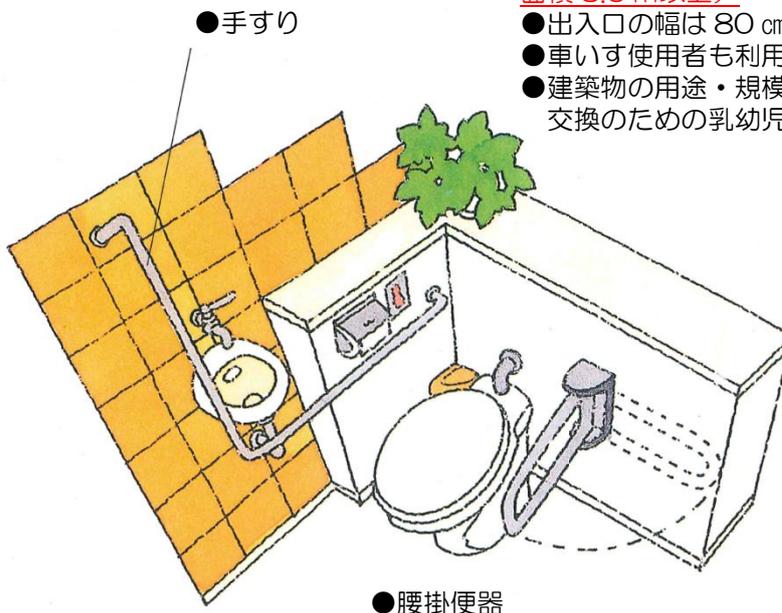
トイレ

- 車いす使用者も利用できるトイレを 1 か所以上設ける。
(その大きさは、幅又は奥行き 180 cm 以上、かつ、内法面積 3.6 m² 以上)

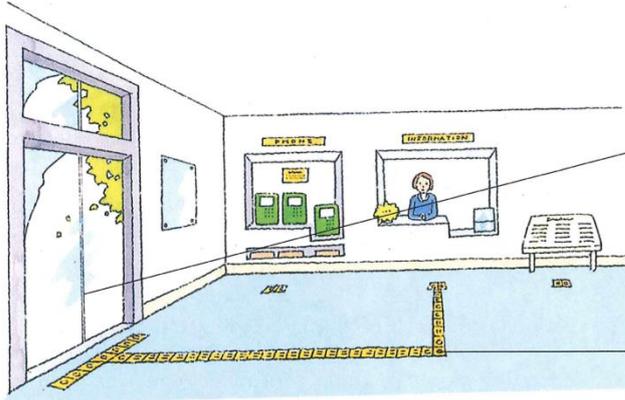
- 出入口の幅は 80 cm 以上 (85 cm 以上)
- 車いす使用者も利用できるトイレの戸は引き戸に。
- 建築物の用途・規模に応じて乳幼児用いすやおむつ交換のための乳幼児用ベッドを設置

- (オストメイト※対応の水洗設備)

※人工肛門、人工膀胱の使用者をいいます。



■建築物の出入口



- 出入口の幅は 80 cm以上 (90 cm以上)
- 戸は回転形式のものとしな

- 視覚障害者誘導用ブロック等

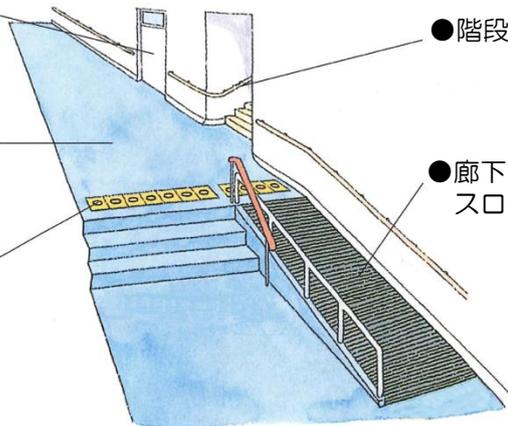
■廊下・階段・居室の出入口

- 廊下・階段の表面は滑りにくい材料で仕上げる。
- 階段は回り階段としな

- 居室の出入口の幅は 80 cm以上

- 廊下の幅は 120 cm以上 (130 cm以上)

- 点状ブロック等



- 階段には手すりを設置

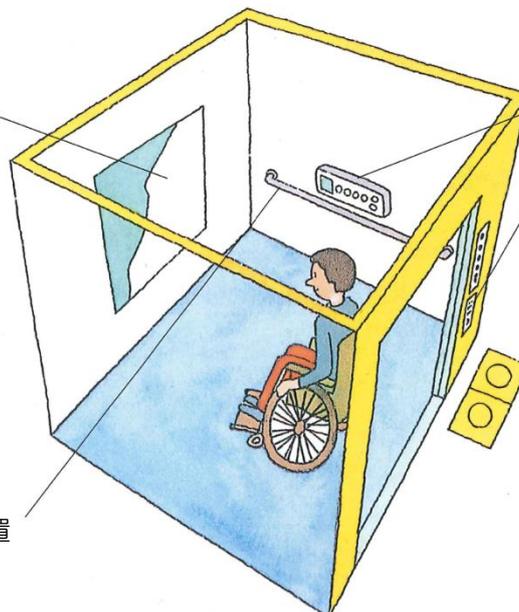
- 廊下に高低差がある場合は、スロープを設置

■エレベーター

- エレベーターの出入口の幅は 80 cm以上
- エレベーターのかごの奥行きは 135cm 以上

- 戸の開閉状態が確認できる鏡

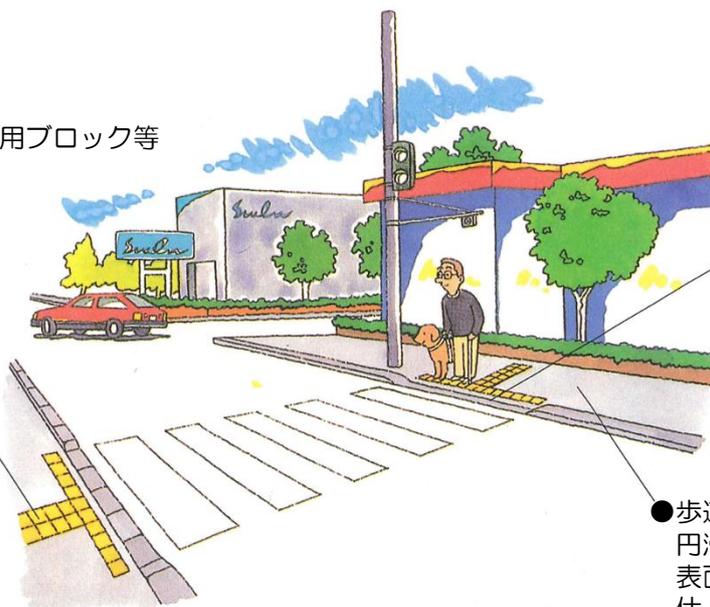
- 手すりを左右両面に設置



- 車いす使用者や視覚障害者も利用できる操作盤を設置

【道路】

- 視覚障害者誘導用ブロック等



- 車道を横断する部分には、車いす使用者の通行に支障となる段を設けない。

- 歩道の幅は車いす使用者が円滑に通行できるものとし、表面は平坦で滑りにくい仕上げにする。

【公園】

- 出入口の幅は 120 cm 以上とし、車いす使用者の通行に支障となる段を設けない。

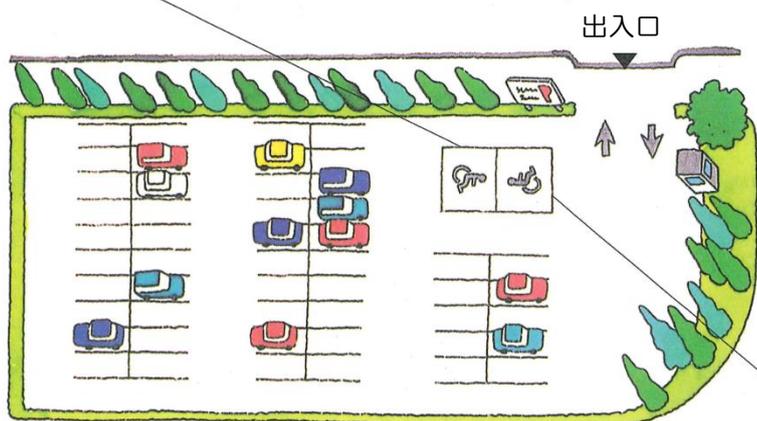


- 園路の幅は 120 cm 以上とし、車いす使用者の通行に支障となる段を設けない。

- 案内板を設ける場合には、点字による表示等を行う。

【駐車場】

- 車いす使用者駐車区画(幅 350 cm 以上)を出入口近くの位置に設置

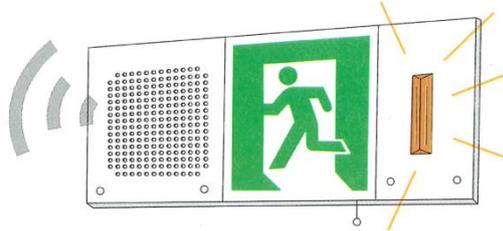


- 車いす使用者用駐車区画である旨を表示

整備誘導基準の概要

一定の用途・規模以上の特定まちづくり施設については、より高い安全性及び利便性を実現するため、整備誘導基準への適合に努めましょう。（条例施行規則第4条）

●点滅機能・音声案内機能のある避難口誘導灯



●授乳場所

●磁気ループ等の集団補聴設備

●オストメイト対応の水洗設備が整備された
トイレ

●車いす使用者用客室が設置されたホテル・
旅館

小規模な施設に係る基準の特例

小規模な特定まちづくり施設に対する整備基準の適用に当たっては、基準の特例（車いす使用者用便房や誘導ブロックの設置等に係る緩和基準）を設けています。

特例を適用した場合であっても、ソフト面での対応等、全ての人が利用しやすい施設づくりを心がけてください。

※特例の対象施設については、条例施行規則第3条に規定しています。

整備基準への適合が困難であるとき

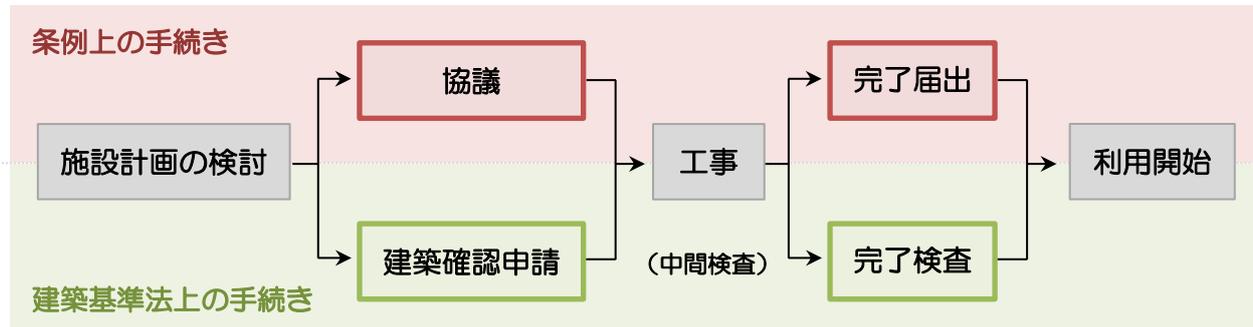
地形又は敷地の状況等により、整備基準への適合が困難な場合には、整備基準を緩和することができる規定を設けています。（条例第18条ただし書）この規定を適用した整備項目については、ソフト面で補完すること等により安全かつ円滑に利用することができるよう配慮し、その内容を協議において提出する必要があります。（条例第18条第2項及び条例施行規則第7条第3項）

整備基準への適合が困難な場合（条例施行規則第6条の2）

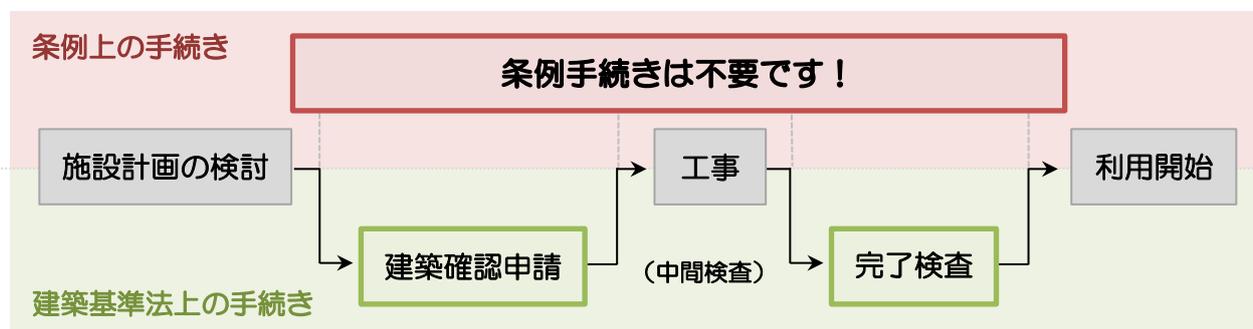
- (1) 特定まちづくり施設の敷地の高低差が著しいため傾斜路の勾配を整備基準に適合させることができない場合等地形又は敷地の状況から整備基準に適合させることが困難である場合
- (2) 建築物の用途を変更して特定まちづくり施設を設置する場合で、廊下の幅を整備基準に適合させるための空間を確保することができないとき等建築物の構造から整備基準に適合させることが困難である場合
- (3) 特定まちづくり施設内の特定の区画について整備基準に適合させることにより当該区画の設置の目的を達成することができなくなる等特定まちづくり施設内の特定の施設、区画等の設置又は利用の目的、用途等から当該特定の施設、区画等を整備基準に適合させることが困難である場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定まちづくり施設を整備基準に適合させることができない事由が、前3号の場合に準じる事由であると知事が認める場合

手続き等の流れ（建築物）

■ 条例対象建築物 及び 建築確認等*を要しないバリアフリー法対象建築物の場合



■ 建築確認等*を要するバリアフリー法対象建築物の場合



*建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知（旅客施設を除く）

詳しい情報は・・・

詳しくは以下の資料を御確認ください。

- 京都府福祉のまちづくり条例
- 京都府福祉のまちづくり条例施行規則
- 京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- 京都府福祉のまちづくり条例第 19 条の規定による協議等の手引き（建築物編） ほか

➡ 「京都府福祉のまちづくり条例」 ホームページで公開中！

<http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/f-machi.html>



社会的障壁（バリア）をなくすための合理的な配慮

障害のある人が、毎日の生活を送る上で支障となるバリアをなくすための配慮についても、御協力をお願いします。

◆ 障害に合わせた配慮の例

- 視覚障害
 - ・書類を渡すだけでなく、読み上げて内容を伝える。
- 聴覚障害
 - ・筆談をするための筆記用具やメモ用紙、筆談ボードなどを用意する。
- 肢体不自由
 - ・車いすで利用しやすい高さの机を用意する。
 - ・トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。
- 知的障害
 - ・ふりがなや絵を用いながら、わかりやすい言葉で説明する。
- 精神障害
 - ・気持ちが疲れたときのために、あらかじめ休める場所や時間を用意しておく。

手続きの窓口

建築物の所在地	手続き窓口
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 乙訓土木事務所 建築住宅課 〒617-0006 向日市上植野町馬立 8 TEL075-931-2478 FAX075-931-2150
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府 山城北土木事務所 建築住宅課 〒610-0331 京田辺市田辺明田 1 TEL0774-62-2246 FAX0774-62-0876
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城南土木事務所 建築住宅課 〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1 TEL0774-72-9521 FAX0774-72-0830
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹土木事務所 建築住宅課 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL0771-62-0364 FAX0771-62-3494
福知山市	京都府 中丹西土木事務所 建築住宅課 〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91 TEL0773-22-5144 FAX0773-22-5167
舞鶴市、綾部市	京都府 中丹東土木事務所 建築住宅課 〒623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2 TEL0773-42-8785 FAX0773-42-2636
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	京都府 丹後土木事務所 建築住宅課 〒626-0044 宮津市字吉原 2586-2 TEL0772-22-2703 FAX0772-22-1794
宇治市	宇治市 都市整備部 建築指導課 〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地 TEL0774-20-8794 FAX0774-21-0409
京都府福祉のまちづくり条例全般に関するお問い合わせ	京都府 建設交通部 建築指導課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 TEL075-414-5346 FAX075-451-1991 Eメール kenchiku@pref.kyoto.lg.jp 京都府 健康福祉部 地域福祉推進課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 TEL 075-414-4569 FAX 075-414-4615 Eメール chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp

(参考) 京都市域は、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づく手続きを行うこととなります。

建築物の所在地	手続き窓口
京都市	京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 TEL075-222-3616 FAX075-212-3657

京都府福祉のまちづくり条例では、施設のバリアフリー化とともに、「こころのバリアフリー」も推進しています。また、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら誰もが安心して快適に過ごすことができる社会の実現をめざし、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の制定、「みんなでつくる『あったか京都』指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）」を策定しています。

表紙のマークは、京都府が進める福祉のまちづくりのシンボルマークであり、K (Kyoto-fu)、F (Fukushi)、M (Machizukuri) の3つの文字からできています。

長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。

